

令和6年能登半島地震により被害を受けられた健康保険、厚生年金保険の被保険者、事業主・船舶所有者の皆さまへ（Q & A）

I. 健康保険、厚生年金保険の被保険者の皆さまへ

Q1 すぐに病院へ掛かりたいのですが保険証（健康保険被保険者証）がありません。どうしたらよいですか。

A1 保険証の紛失等により、医療機関等に提示できない場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「連絡先（電話番号）」、「お勤め先の事業所名」を申し出ただけであれば、受診していただくことができます。（受診する医療機関にお問い合わせください。）

Q2 全国健康保険協会の保険証を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A2 原則として、保険証の再交付申請書を、勤務先を通じて全国健康保険協会にご提出いただくこととなります。保険証が交付されるまでの間に病院に掛かりたい場合は、上記A1により受診していただくことができます。

なお、健康保険組合に加入中の方は勤務先にお問い合わせください。

Q3 基礎年金番号通知書又は年金手帳を紛失してしまったのですが、再交付はどうすればできますか。

A3 厚生年金保険に加入中の方は、基礎年金番号通知書再交付申請書を勤務先を通じて年金事務所にご提出いただくこととなります。

なお、勤務先に連絡がとれない場合は、ご本人が直接、基礎年金番号通知書再交付申請書をご提出いただくこともできます。

Q4 資格喪失届の届出の際に、被災により保険証の添付ができない場合は、どのようにすればよいですか。

A4 保険証の添付ができない場合は、「健康保険被保険者証回収不能届」の添付が必要となります。このとき、「被保険者証を返納できない理由」欄に「被災」と記入してご提出いただきます。

Q5 事業主が被災により死亡や行方不明となっている場合は、届書等をどのように提出すればよいですか。

A5 事業主が死亡又は行方不明の場合の取扱いについて、

- 法人事業所の場合は、届出した方の役職名、部署、氏名の記載により届出が可能です。
- 個人事業所の場合は、相続人等による事業の継承、又は廃止がされることとなるため、事業が継承され事業所が存続する場合には、新たな事業主から事業主変更の届出をご提出いただいた上でのお手続きをお願いします。

Ⅱ. 事業主・船舶所有者の皆さまへ

Q1 毎月の厚生年金保険料等を口座振替で納付していますが、令和6年能登半島地震により納付が困難なため、口座振替を停止できますか。

A1 口座振替の停止につきましては、管轄の年金事務所又は振替先の金融機関本支店にご相談ください。

※ ご相談いただいた時期によっては、停止できない場合があります。

Q2 令和6年能登半島地震により事業ができなため、厚生年金保険料等が納付できない場合はどのようにしたらよいですか。

A2 災害等により、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、事業所から申請をいただくことにより、「災害による納付の猶予」を受けることができます。事業所個々の状況をお伺いする必要がありますので、管轄の年金事務所へお問い合わせください。